

粕屋町立大川小学校における「学校いじめ防止」のための基本的な方針

平成27年3月改定
粕屋町立大川小学校

1 いじめ防止基本方針

(1) いじめの定義といじめに対する基本認識

(文部科学省調査における定義)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ問題にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。以下の①～④は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

(いじめの早期発見・早期対応の手引き 平成19年3月 福岡県教育委員会)

①いじめは、個々の人権を否定する問題であり、一人一人の個性をも否定する問題です。

弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない人権侵害です。また、個性尊重の精神を培うために、関係者のすべてが真剣に取り組む問題です。

②いじめは、教師の児童生徒観や人間性と、指導の在り方が問われる問題です。

教師の日頃の言動が児童生徒に与える影響は大きく、教師自身の教育観や人間性が問われると同時に、当事者だけでなく全ての児童生徒の生き方に関する問題です。

③いじめは、学校・家庭・関係諸機関等が一体となって取り組む事が必要な問題です。

いじめの問題については、学校だけで解決することに固執することなく、保護者及び教育委員会等の関係諸機関と適切な連絡を図り、誠意を持って対応する事が必要な問題です。

④いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している問題です。

いじめの問題の解決のためには、家庭がきわめて重要な役割を担っています。日頃から学校と家庭の連絡を密にし、家庭の教育機能の充実を図る必要があります。

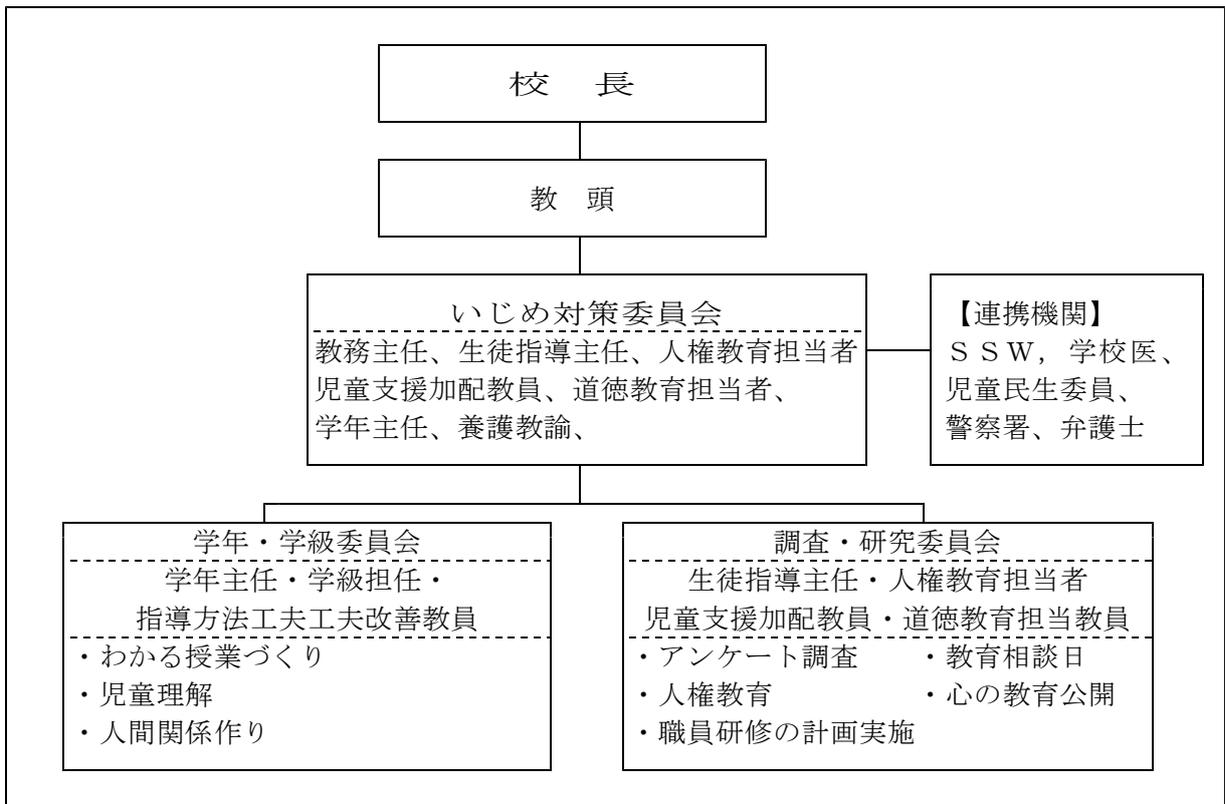
(2) いじめ防止基本方針策定の意義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、いじめの問題への対応は喫緊の重要課題として、これまでも、国や各地域、学校において様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だいじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

したがって、いじめから一人でも多くの子どもを救うために、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。このように、いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめの問題に対峙するために基本的な理念や体制を整備することが必要であることから、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が成立した。これを受け、「大川小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめ問題に取り組むための校内組織



3 いじめ防止についての計画

| 重点項目 | ねらい | 具体的内容・方法 | 時期 | 評価 |
|-------------------|--|---|--------------------------------------|----|
| 1 教師の視点からの早期発見の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○「配慮を要する」子に対する共通理解を図る。 ○ 授業を通して、「いじめは人間として許されない」のような人権感 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策危機管理マニュアルの提案 ○児童写真ファイルの作成 ○欠席未連絡家庭への対応 ○児童カルテの作成 ○いじめチェックリストの実施 ○いじめ問題に視点をあてた授業の一斉実施 【道徳（生命尊重）】 1年：もうひとつのどうぶつえん 2年：タアちゃんがんばれ 3年：いのちのまつり | 4月 通年 通年 通年 6月と11月 6月 | |

4 いじめの未然防止のための取り組み

いじめを生まない教育活動の推進

① わかる授業づくり

学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、冷やかしやからかいなどは、子ども達の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらすことで、さらなる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環になる。そればかりか、生徒指導上の諸問題にも発展しかねない。そこで、すべての子ども達が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を行うことが大切である。

② 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子ども達に理解させることが大切である。また、子ども達が徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

③ 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない・許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

子ども達は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

◎毎年1月の授業参観を「心の教育」とし、道徳の授業を公開する

④ その他の教育活動

- ・ 自主的自発的な特別活動（係活動、委員会活動 等）
- ・ 読書活動（年間一人100冊）
- ・ 食育（温かな雰囲気での給食指導）

5 いじめの早期発見のための取り組み

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。いじめのサインは、いじめを受けている児童生徒本人からもいじめている児童生徒の側からも出ている。また、短期間であっても、軽微なものであっても本人がいじめられた感じていれば、まず、いじめがあったという認識のもとに、真摯に対応する事が重要である。

早期発見のためには、日頃から教職員と子ども達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ潜在化しやすいことを認識し、教職員が子ども達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見のがさない認知能力を向上させることが求められる。また、子ども達に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

(1) 児童生徒が出すいじめのサイン

① 表情や言動の変化

- ・ 日頃と違う表情（視線に注目）をしていないか。
- ・ 理由のはっきりしない遅刻や欠席はないか。
- ・ 落ち着きがない、おどおどしている等の様子はないか。

② 他の児童生徒と違った言動や表情

- ・ グループを作るときにいつも最後まで残る児童生徒はいないか。
- ・ 友だちからの挨拶や言葉かけがない児童生徒はいないか。

③ 特定の児童生徒への対応の差異

- ・ 一緒に遊んでいる友だちに異常なほどの気遣いをしていないか。
- ・ 特定の児童生徒が失敗すると、やじられたり笑われたりしていないか。

④学級の雰囲気

- ・学級全体に無気力感はないか。
- ・一部のボスのな児童生徒を中心に小集団化して、相互の対立や享乐的雰囲気はないか。

(2) 早期発見のための方法

①観察

- ・授業だけでなく、朝の会、休み時間、給食時間等も声をかけ、様相をチェックする。
- ・健康観察でよく腹痛や頭痛をよく訴えることはないか。

②情報収集

- ・生活・いじめについてのアンケート調査を毎月行う。学期に1回を記名式とする。
※アンケートに気になる内容が記されていた場合は、直ちに教育相談を実施する。
- ・相談ボックスの設置。
- ・児童支援加配教員・生徒指導担当教員・養護教諭による教育相談日を設定する。
- ・保護者・地域からの情報に耳を傾ける。

③客観的理解

- ・Q U テスト等の検査を通じて客観的な理解に努める。

6 いじめ問題に対する早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職の指導のもと対応する。

(1) 対応のポイント

○いじめられた児童生徒に対して

一次対応（緊急対応）

- ①いじめの事実関係を正確に把握する。
- ②いじめられた児童生徒の安全を確保するとともに、全面的な支援（心のケア）をする。
- ③校長及関係職員、保護者に把握した事実と今後の対応を伝えます。

二次対応（短期対応）

- ④保護者や関係機関等と連携を図りながら、いじめられた児童生徒を支援する体制を整える。

三次対応（長期対応）

- ⑤いじめられた児童生徒の学級及び集団への対応を促進する。

○いじめた児童生徒に対して

一次対応（緊急対応）

- ①いじめの事実と経過を複数の教師で確認する。
- ②校長・関係職員、及び保護者に把握した事実を正確に伝える。

二次対応（短期対応）

- ③いじめの態様等により指導方針を立案し、職員間の共通理解を図る。

三次対応（長期対応）

- ④規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けて継続的に指導する。

○保護者への対応における配慮事項

一次対応（緊急対応）

- ①いじめや人間関係のトラブルの発生を把握して、速やかに保護者に連絡する。
- ②複数の教師で家庭訪問を行い、直接保護者に事実を正確に伝える。
- ③保護者の願いを傾聴し、信頼関係の構築に努める。

二次対応（短期対応）

- ④新たに分かった事実や今後の指導方針を伝える。
- ⑤加害・被害にかかわらず、誠意を持って対応し、協働して問題解決を図る。

三次対応（長期対応）

- ⑥今後の学校での対応を伝え、家庭の理解と協力を依頼する。

(2) 対応時の留意点

① いじめられた児童生徒・いじめを知らせた児童生徒を守り通す

いじめられていると相談に来た児童生徒や、いじめの情報を伝えに来た児童生徒から話を聴く場合は、他の子ども達の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行うことが必要である。状況に応じて、いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生徒指導担当者)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指導のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

確認すべき情報

- ◆誰が誰をいじめているのか？ …………… 【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか？ …………… 【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ …………… 【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？ …………… 【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？ …………… 【期間】

※子どもの個人情報、その取扱いに十分注意すること。

(3) いじめに対する具体的な対応

① いじめられた子どもに対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

②いじめられた子どもの保護者に対して

- ・発見したしたその日のうちに、家庭訪問等で保護者に相談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

※いじめを訴えた保護者から 不信感をもたれた教職員の言葉

「お子さんにも悪いところがあるようです。」

「家庭での甘やかしが問題です。」

「クラスにはいじめはありません。」

「どこかに相談にいかれてはどうですか。」

③ いじめた子どもに対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

④ いじめた子どもの保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

⑤ 周りの子ども達に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

⑥ 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた子どものよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

7 教員研修の充実

いじめの問題を正しく理解し、早期発見・早期対応を図るためには、児童生徒一人一人を理解するための職員会議や、教師自身の感受性や共感性を高めるための校内研修が必要である。「いじめは、どの学校にもどの子にも起こりうる」という認識のもと、切実感をもって主体的に参加できるような工夫をすることが大切である。

そのために、粕屋町教育委員会や県教育センターなどと連携し、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究、ロール・プレイングの手法を活用した演習等を計画的に実施する。

さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう、配慮していく。

8 保護者・地域への働きかけ

保護者・地域に対しては、「学校いじめ基本方針」についての主旨や理解しておいてもらいたい点について説明していくことが大切である。また、必要に応じて、意識啓発のための取り組みや意見聴取のための取り組みを企画していく。

① 地域・保護者への説明

- ・PTA総会での説明……4月末

- ・学校通信での説明…… 5月学校通信を発行
- ・学校関係者による評価委員会での説明…… 6月、2月
- ② 個別面談の取り組み
 - ・家庭訪問…… 4月
 - ・個人面談…… 7月
- ③ 心の教育授業公開と学級懇談会
 - ・授業公開・学級懇談…… 1月
- ④ ネットいじめ防止
 - ・外部講師を招聘しての規範教育…… 6年生を対象に6月実施
- ⑤ PTAと連携した取り組み
 - ・いじめ発見リーフレット配付…… 9月、11月

8 いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の評価と検証

学校においては、学校基本方針に基づく学校のいじめの問題への取組状況を評価するとともに、「校内いじめ問題対策委員会」において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を指導の改善に活かすようにする。なお、評価・検証に際しては、本県が適宜実施する各学校におけるいじめの問題への取組状況についての調査結果を参照する。

9 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○ 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

○ 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

(例 ・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
 ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合)

○ 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

○ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たらなければならない。

(2) 市町村が実施すべき事項（法律事項の整理）

- 重大事態について市町村が学校設置者として調査を行う場合の、市町村の下の組織の設置と事実関係の調査（第28条第1項）
- 市町村が学校設置者として調査を行った場合の関係児童生徒及び保護者への情報提供（第28条第2項）
- 学校が調査を行う場合は、学校の調査への指導・支援（第28条第3項）
- 重大事態の発生にともなう市町村長への報告（第30条第1項）
- 市町村長による附属機関を設けての再調査（第30条第2項）
- 市町村長による調査結果の議会への提出（第30条第3項）
- 重大事態への対処及び再発防止のための措置（第30条第5項）

(3) 教育委員会による調査

① 重大事態の発生と調査

② 調査を行うための組織

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

ア いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

イ いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

(自殺の背景調査における留意事項)

④ その他の留意事項

(4) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

②調査結果の報告

(5) 調査結果を受けた地方公共団体の長又は知事による再調査及び措置

① 再調査

② 再調査の結果を踏まえた措置等

(6) 学校における調査・報告

粕屋町長及び町が設置した機関、粕屋町教育委員会の指導・支援の下、適切に調査し、その結果を報告する。